

## 第 66 号議案

滋賀県立学校職員服務規程の一部改正について

滋賀県立学校職員服務規程の一部を次のように改正する。

令和 5 年 3 月 24 日

滋賀県教育委員会

滋賀県立学校職員服務規程（昭和 53 年滋賀県教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の見出し中「事故」を「事故等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を校長に報告しなければならない。

- (1) その職務を行うについて、他人に損害を加えたとき。
- (2) 当該職員に係る交通事故（公務外の軽微な自損事故を除く。）が発生したとき。
- (3) 交通違反（運転免許の取消または停止を受けるに至るものに限る。）により検挙されたとき。
- (4) 逮捕され、または起訴されたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

第 18 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、事故等報告書を教育長に提出しなければならない。

- (1) 職員が公務により負傷し、または疾病にかかったとき。
- (2) 職員が地方公務員法第 16 条第 1 号または第 4 号に該当すると認められるとき。
- (3) 職員が地方公務員法第 28 条第 1 項第 1 号から第 3 号までもしくは同条第 2 項各号または第 29 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (4) 前項の規定による報告があつたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。

3 事故等報告書には、当該職員の氏名および事故等の発生した日時、場所、状況等の事案の概要を記載し、必要に応じて本人のてん末書、医師の診断書または関係者の現認書等を添付しなければならない。

第 21 条第 1 項中「法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員および」を削り、「掲げる職員」の右に「および学校職員の勤務時間条例第 3 条第 3 項または職員の勤務時間条例第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」を加える。

### 付 則

- 1 この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 6 条第 1 項または第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和 33 年滋賀県条例第 20 号）第 3 条第 3 項または滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成 6 年滋賀県条例第 49 号）第 2 条第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の滋賀県立学校職員服務規程の規定を適用する。

「滋賀県立学校職員服務規程」の一部改正について

1 改正の理由

- ・ 職員に不慮の事故または重大な非行があった場合は、滋賀県立学校の管理運営等に関する規則および滋賀県立学校職員服務規程に基づき、校長が教育委員会に報告することとされている。
- ・ 今般、服務規程上報告の対象となる事案について、明確に示す必要があるとされたこと等から所要の改正を行うもの。
- ・ 併せて令和5年4月1日からの定年引上げに伴う所要の改正を行う。

2 改正内容

主な改正内容は以下のとおり（詳細は別添新旧対照表を参照）

（1）事故等報告の改正（第18条）

事故等の報告が必要となる事案の明文化等

（2）定年引上げに伴う改正（第21条）

定年前再任用短時間勤務職員の設置等に伴う所要の改正

3 施行日

令和5年4月1日

滋賀県立学校職員服務規程新旧対照表

旧	新
<p>第1条～第17条 省略 (職員の事故の報告)</p>	<p>第1条～第17条 省略 (職員<u>の事故等</u>の報告)</p>
<p>第18条 <u>管理運営規則第31条による報告には、次の各号に掲げる事項を記載し必要に応じて本人のてん末書、医師の診断書、関係者の事実証明書等を添付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>事故発生の日時および場所（見取図を添付すること。）</u></p> <p>(2) <u>事故のあつた者または物件</u></p> <p>(3) <u>事故発生前の状況、事故の状況および事故に対してとつた措置</u></p> <p>(4) <u>事故発生の原因</u></p> <p>(5) <u>その他参考事項</u></p>	<p>第18条 <u>職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、その旨を校長に報告しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>その職務を行うについて、他人に損害を加えたとき。</u></p> <p>(2) <u>当該職員に係る交通事故（公務外の軽微な自損事故を除く。）が発生したとき。</u></p> <p>(3) <u>交通違反（運転免許の取消しまたは停止を受けるに至るものに限る。）により検挙されたとき。</u></p> <p>(4) <u>逮捕され、または起訴されたとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>2 <u>校長は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、事故等報告書を教育長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員が公務により負傷し、または疾病にかかったとき。</u></p> <p>(2) <u>職員が地方公務員法第16条第1号または第4号に該当すると認められるとき。</u></p> <p>(3) <u>職員が地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までもしくは同条第2項各号または第29条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき。</u></p> <p>(4) <u>前項の規定による報告があつたとき。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、これらに準ずると認められる事故等が発生したとき。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>3 <u>事故等報告書には、当該職員の氏名および事故等の発生した日時、場所、状況等の事案の概要を記載し、必要に応じて本人のてん末書、医師の診断書または関係者の現認書等を添付しなければならない。</u></p>
<p>2 <u>校長は、職員が死亡したときは、速やかに死亡報告書（別記様式第5号）</u></p>	<p>4 <u>校長は、職員が死亡したときは、速やかに死亡報告書（別記様式第5号）</u></p>

<p>を教育長に提出しなければならない。 （兼職兼業等）</p> <p>第21条 職員（非常勤職員（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員および</u>法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。次項において同じ。）は、教特法第17条第1項の規定に基づき、教育に関する他の職を兼ね、または教育に関する他の事業もしくは事務に従事しようとする場合には、あらかじめ兼職兼業承認申請書（別記様式第10号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第22条以下 省略</p>	<p>を教育長に提出しなければならない。 （兼職兼業等）</p> <p>第21条 職員（非常勤職員（法第22条の2第1項第2号に掲げる職員<u>および学校職員の勤務時間条例第3条第3項または職員の勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員</u>を除く。）を除く。次項において同じ。）は、教特法第17条第1項の規定に基づき、教育に関する他の職を兼ね、または教育に関する他の事業もしくは事務に従事しようとする場合には、あらかじめ兼職兼業承認申請書（別記様式第10号）を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第22条以下 省略</p>
--	---